

第 374 回兵庫県議会提出議案審査参考資料

(令和 7 年度案件)

1 事件決議案件

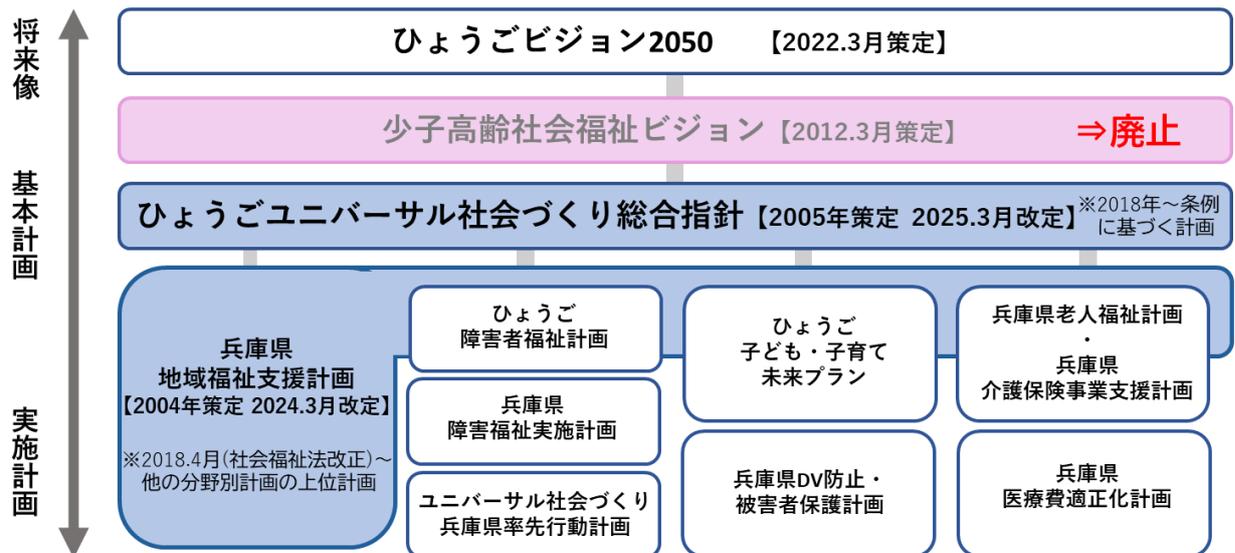
- ・ 第 180 号議案 少子高齢社会福祉ビジョンの廃止 2

福 祉 部

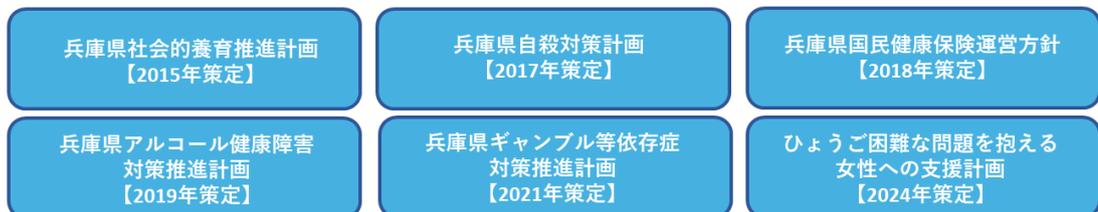
第 180 号議案 少子高齢社会福祉ビジョンの廃止

少子高齢化社会への影響を明らかにし、今後の取り組みの方向性を示す総合福祉ビジョンである「少子高齢社会福祉ビジョン」について、福祉分野の各計画等が充実したことにより、当該ビジョンの役割が低下したため、令和 7 年度末をもって廃止する。

<参考>



以下、少子高齢社会福祉ビジョン策定以降に策定された計画等（【 】内は第1期の策定年）



第 374 回兵庫県議会提出議案審査参考資料

(令和 8 年度案件)

1 条例・事件決議案件

- ・ 第 28 号議案 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例 . . . 2
- ・ 第 29 号議案 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等
施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例 . . . 3
- ・ 第 30 号議案 国民健康保険事業の運営に
関する条例の一部を改正する条例 . . . 4
- ・ 第 31 号議案 児童相談所の名称、位置及び所管区域を
定める条例の一部を改正する条例 . . . 5
- ・ 第 32 号議案 兵庫県立リハビリテーションセンターの
設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 . . . 5
- ・ 第 42 号議案 児童の自立の支援に関する事務の受託 . . . 6
- ・ 第 49 号議案 公の施設の指定管理者の指定
(兵庫県こころのケアセンター) . . . 7
- ・ 第 50 号議案 公の施設の指定管理者の指定
(兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター) . . . 7
- ・ 第 51 号議案 公の施設の指定管理者の指定
(兵庫県立聴覚障害者情報センター) . . . 7

福 祉 部

第28号議案 使用料及び手数料徴収条例及び兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

児童福祉法の一部改正による国家戦略特別区域法に基づく特例措置として定められていた地域限定保育士制度の一般制度化を踏まえ、当該制度を活用することに伴い、手数料を新設する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

使用料及び手数料徴収条例の一部改正

(1) 別表第3の3の部(2)の款中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(2) 別表第4の1の部に、以下の児童福祉法に関する手数料を新設する。

名 称	事 務 の 区 分	金 額
(1) 地域限定保育士試験手数料	児童福祉法（以下「法」という。）第18条の28第1項の規定に基づく同項に規定する地域限定保育士試験（以下「地域限定保育士試験」という。）の実施	12,700円
(2) 地域限定保育士試験全部免除申請手数料	児童福祉法施行令（以下「政令」という。）第21条の規定に基づく内閣府令の規定による地域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	2,400円
(3) 地域限定保育士登録申請手数料	法第18条の33第3項の規定に基づく地域限定保育士（法第18条の29に規定する地域限定保育士をいう。）の登録の申請に対する審査	4,200円
(4) 地域限定保育士登録証書換え交付手数料	政令第20条の6において準用する政令第17条第1項の規定に基づく地域限定保育士登録証の書換え交付	1,600円
(5) 地域限定保育士登録証再交付手数料	政令第20条の6において準用する政令第18条第1項の規定に基づく地域限定保育士登録証の再交付	1,100円

(3) 別表第5の1の部保育士試験全部免除申請手数料の項中「児童福祉法施行令」の右に「(以下この部において「政令」という。)」を加え、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同部に次のように加える。

手 数 料	事 務	指定試験機関等
地域限定保育士試験手数料	法第18条の28第1項の規定に基づく地域限定保育士試験の実施	法第18条の32第1項に規定する指定地域試験機関
地域限定保育士試験全部免除申請手数料	政令第21条の規定に基づく内閣府令の規定による地域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	法第18条の32第1項に規定する指定地域試験機関

3 施行期日

令和8年4月1日

第29号議案 後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する 条例

1 制定の理由

- (1) 保険料の未納及び給付費の伸びにより後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療の財政に不足が生じた場合において、その財政の安定化を図るため又は保険料率の増加を抑制するため、必要な資金の交付又は貸付けを行う財源として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、県に後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置している。
- (2) 基金の財源として広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）の額は、2年ごとの期間（以下「特定期間」という。）における広域連合の療養の給付等に要する費用の見込額に前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（以下「政令」という。）の規定により厚生労働大臣が定める基礎財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合（以下「基礎分拠出率」という。）を乗じて算定している。
- (3) このたび、(2)の厚生労働大臣が定める率が改められ、また、政令の一部改正により、新たに、特定期間における各年度の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額の見込額に各年度ごとの厚生労働大臣が定める子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合（以下「子ども分拠出率」という。）を乗じて算定した額の合計額の拠出金を広域連合から徴収することとされる。
- (4) (3)に伴い、基礎分拠出率を改め、子ども分拠出率を定める。ただし、基金の残額並びに(1)の資金の交付及び貸付けの実績等を勘案し、令和8年度及び令和9年度における基礎分拠出率及び令和8年度における子ども分拠出率は0として広域連合に新たな拠出金を求めず基金を運用することとし、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 基礎分拠出率を100,000分の38（現行：100,000分の41）に改める（第2条関係）。
- (2) 子ども分拠出率を100,000分の4とする（第2条関係）。
- (3) 令和8年度及び令和9年度における基礎拠出率及び令和8年度における子ども分拠出率は、(1)及び(2)にかかわらず、0とする（附則第3項及び第4項関係）。

3 施行期日

令和8年4月1日

第30号議案 国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

子ども・子育て支援法の一部改正により、健康保険者は子ども・子育て支援納付金を国に納付する義務を負うこととされ、国民健康保険法の一部改正により、当該納付金の納付に要する費用に充てるため、新たに各市町から当該費用分の国民健康保険事業費納付金（国民健康保険事業に要する費用に充てるため当該市町より徴収している納付金をいう。以下「納付金」という。）を徴収することとされることに伴い、当該市町が負担する子ども・子育て支援納付金納付金基礎額（納付金のうち、子ども・子育て支援納付金分に当たる額をいう。以下「納付金基礎額」という。）の算定に係る基準等を定める等、所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 納付金基礎額の算定に係る基準等を、次のとおり定める。

- ア 知事は、全国平均の国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）1人当たりの所得額に対する県平均の被保険者1人当たりの所得額の水準を基準として、子ども・子育て支援納付金納付金所得係数を定めるものとする（第22条の2関係）。
- イ 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、県内における各市町の被保険者の所得総額の水準を反映させる数とする（第22条の3関係）。
- ウ 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町の18歳以上の被保険者数及び世帯数を反映させる数とする（第22条の4関係）。
- エ 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数（ウの割合に占める各市町の18歳以上の被保険者数を反映させる割合をいう。）の範囲は、0を超え、かつ、1未満とする（第22条の5関係）。

(2) その他規定の整備を行う（目次関係）。

3 施行期日

令和8年4月1日

第31号議案 児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

尼崎市が児童相談所を設置することに伴い、県が設置する児童相談所について所要の整備を行う。

2 制定の概要

尼崎こども家庭センターを廃止する（本則関係）。

3 施行期日

令和8年4月1日

第32号議案 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

兵庫県立総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）において、障害福祉サービスとして、障害者本人が就労先及び働き方についてより良い選択ができるよう、就労を希望する障害者等に対し、就労に関する適性等の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮の整理等を行う就労選択支援を行うこととするに伴い、当該支援を受けるためのセンターの利用につき、使用料を徴収することとする。

2 制定の概要

就労選択支援を受けるためのセンターの利用につき、センターの利用者から厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が就労選択支援に要した費用の額を超えるときは、当該就労選択支援に要した費用の額）の使用料を徴収するものとするとともに、規定の整備を行う（第4条関係）。

3 施行期日

令和8年4月1日

第42号議案 児童の自立の支援に関する事務の受託

尼崎市が児童相談所を設置することに伴い当該市が処理すべきこととなる児童自立支援施設に関する事務について、規約により県が受託しようとする。

1 規約の概要

区 分	内 容
受託事務の範囲	児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設において行う児童に対する指導及び自立の支援並びに当該施設を退所した者に対する相談その他の援助に係る事務
経費の負担	受託事務の管理及び執行に要する経費は、尼崎市の負担
補則	規約に定めるものを除くほか、事務の管理及び執行に関し必要な事項は県と尼崎市が協議して定める

2 規約の施行日

令和8年4月1日

第49号～第51号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県こころのケアセンター	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番2号 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 理事長 牧村 実	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
	〔指定理由〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ケアセンターの前身である「こころのケア研究所」(H12～15年度)以来センターを一貫して運営しており、本県の取り組みと方向性を一にしている。 ・こころのケアを専門とする精神科医が少ない中、当該分野の第一人者で、かつ震災を契機としたこれまでの本県の取り組みの中心的役割を果たすなど、センター運営に不可欠な精神科医等の人材を擁している。 	
兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター	大阪市城東区東中浜1丁目5番1号 社会医療法人大道会 理事長 大道 道大	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
	〔指定理由〕 <ul style="list-style-type: none"> ・当センターの運営を令和2年2月の開設当初より適切に行うとともに、長年にわたり脳性まひ等の肢体不自由児者に対する診療やリハビリテーション治療実績を有しており、本県の施策と方向性を一にしている。 ・大道会の設立以来、ポバース記念病院等において、脳性まひ等の肢体不自由児者に対して、リハビリテーション治療の提供、医療ソーシャルワーカーによる障害児者やその家族に対する支援業務を提供する等、優れた実績を有している。 	
兵庫県立聴覚障害者情報センター	神戸市中央区元町通6丁目1番1号 公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会 理事長 本郷 善通	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
	〔指定理由〕 <ul style="list-style-type: none"> ・当センターを平成17年5月の開設当初から一貫して運営しており、本県の施策と方向性を一にしている。 ・全県を所管する聴覚障害者団体で、聴覚関係者団体のまとめ役を担っており、全県拠点施設としての発展性、安定的かつ健全な経営基盤、事業実施の実績、優れた人的資源、公正な利用の確保が期待できる。 	